

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護側は a-2 説における客体の錯誤と方法の錯誤の区別が明確にできない事案の存在をどのように考えているのか。また、理論的に区別可能ではないのに客体の錯誤と方法の錯誤で帰結が変わることについて妥当であると考えているのか。
2. a-2 説の記述にある「故意の対象となる客体」とは実行行為者が客体と認識したもののみと考えているのか。
- 10 そうだとすれば、具体的法定符合説において客体の錯誤の場合に、認識した客体と異なる客体についての故意が認められることと矛盾しないか。
3. 条文において客体は抽象的に定められていることから、2 頁 2 行目にある「行動規範違反」の客体は故意の対象に限定できないのではないか。
4. 意図せず結果が発生した場合に過失犯は成立するが、本件の場合、殺人の意図を持って
- 15 実行行為に及び、死亡結果が発生している。にもかかわらず、故意を否定して過失犯として処理するのは妥当でないのではないか。

以上